

佐賀県海砂採取限度量検討会設置要綱

(目的)

第1条 佐賀県玄界海域における海砂の採取に関し、専門的見地から意見を聴取するため、佐賀県海砂採取限度量検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について、各委員が意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

- (1) 海砂採取限度量の見直しに関すること。
- (2) その他、知事が必要と認めた事項に関すること。

(委員)

第3条 検討会は、学識経験者の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、本検討会終了までとする。ただし、補欠委員又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、佐賀県県土づくり本部長が招集する。

- 2 会長は、各委員が一堂に会することが困難な場合は、事務局から各委員に対して意見聴取を実施させ、これを会議に代えることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月10日から施行する。

佐賀県海砂採取限度量検討会委員名簿

役 職	氏 名	役 職 名	専 門 分 野
委 員	荒牧 軍治	N P O法人有明海再生機構 理事長	環境保全
〃	小島 治幸	九州共立大学総合研究所 特別研究員	海岸保全
〃	下山 正一	九州大学大学院理学研究院 助教	地質
〃	夏莉 豊	長崎大学水産学部 名誉教授	水生生物 水産資源
〃	伊藤 幸広	佐賀大学大学院工学研究科 教授	建設材料
〃	井上 亜紀	佐賀大学経済学部 准教授	法政策